

財政公表

田村市体育館完成

市では年2回、財政状況を市民の皆さんにお知らせしています。今月号では平成22年度各会計の当初予算と、平成21年度各会計の予算の執行状況をお知らせします。

平 成22年度予算の編成にあたっては、厳しい財政状況を十分認識したうえで、住民と行政との役割分担を見直すとともに地方分権の推進や行政改革による真の住民自治を目指しながら、経常的な経費の削減のほか事務事業の重点選別と財源の重点配分に努めました。

主な事業としては、合併特例債による道路網の整備をはじめ、小学校体育館の改築や、学校給食センターの建設など教育施設の整備を進めます。また、保育所、幼稚園の無

料化を継続するとともに、子ども手当などの少子化対策事業のほか、介護者手当の拡充など介護福祉事業を積極的に推進します。

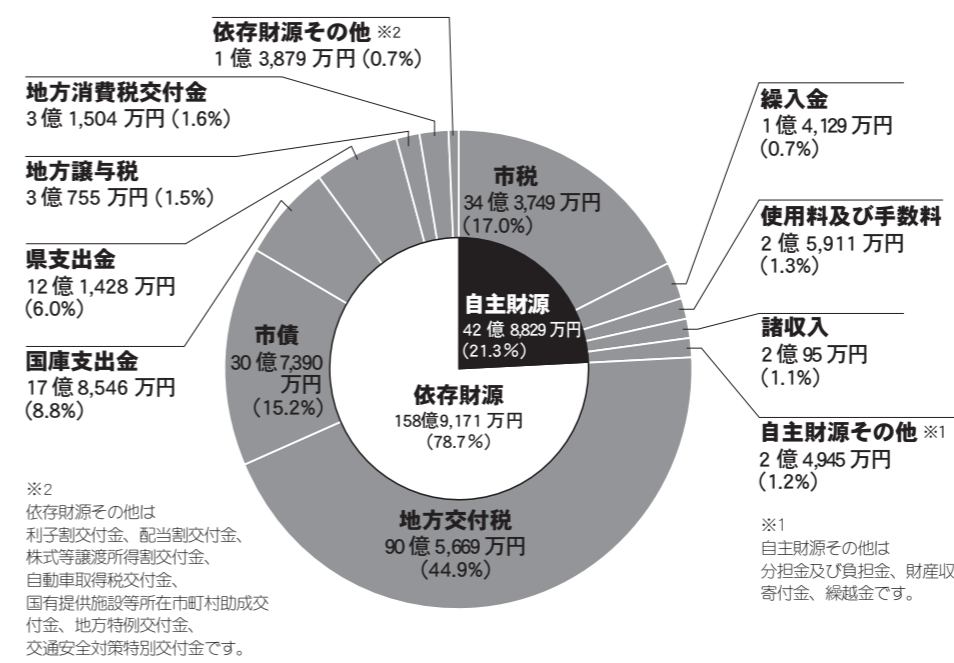
一般会計の当初予算額は、201億8千万円と、前年度当初予算に比べ3.8%、8億円の減となりました。

これは、学校給食センター建設などによる事業費が増える一方で、体育館建設事業や大越こども園建設事業の完了、国の補正予算で創設された臨時交付金の活用による平成21年度での前倒し実施などによるものです。

一方、11の特別会計の総額は113億6千930万円と、前年度比4.3%の増となりました。

また、水道事業会計は、収益的支出が5億5千514万円（前年度比1.7%減）、資本的支出が5億8千424万円（同28.3%減）となりました。

平成22年度 一般会計歳入 201億8千万円

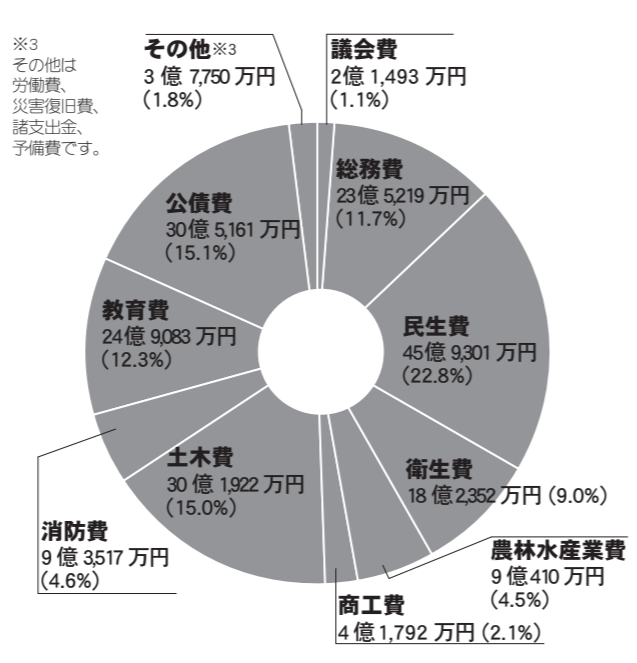


※4 市税負担の状況は？

- 一人当たり市税負担 81,680円
- 一世帯当たり市税負担 277,351円

※市税負担(※4)・行政経費(※5)の算出は…
各当初予算額÷人口及び世帯数
人口 42,085人 世帯 12,394世帯
(平成22年4月1日現在) ※住民基本台帳

平成22年度 一般会計歳出 201億8千万円



特別会計予算

会計名	当初予算額	対前年増減率
国民健康保険	54億600万円	6.4%
老人保健	710万円	▲56.4%
介護保険	32億1,740万円	7.3%
後期高齢者医療	3億4,330万円	▲12.4%
滝根町観光事業	6億3,330万円	1.7%
農業集落排水事業	2,560万円	▲4.5%
宅地造成事業	1億4,220万円	▲0.2%
公共下水道事業	11億9,520万円	▲0.7%
授産場事業	6,170万円	▲18.0%
診療所事業	3億1,370万円	▲0.1%
田村地方介護認定審査会	2,380万円	▲3.6%
合 計	113億6,930万円	4.3%

水道事業会計予算

区分	当初予算額	対前年増減率
収益的収入	5億5,514万円	▲1.7%
収益的支出	5億5,514万円	▲1.7%
資本的収入	3億8,428万円	▲37.4%
資本的支出	5億8,424万円	▲28.3%

※収益的収支：水道水をつくるために必要な経費と水道料金などの収入
資本的収支：水道施設の建設などに必要な経費とその財源

※5 市民1人あたりの行政経費は？

議会費	総務費	民生費	衛生費	農林水産業費	商工費
5,107円	55,891円	109,136円	43,330円	21,483円	9,930円
土木費	消防費	教育費	公債費	その他	合計
71,741円	22,221円	59,186円	72,511円	8,970円	479,506円

【歳入】 上の円グラフでは、市が行う事業に必要な経費を目的別に分類しています。行政サービスの水準や行政上の特色を知ることができます。

■議会費：議会運営のための経費です。

■総務費：庁舎などの維持管理や行政全般の事務に使われる経費です。

■民生費：高齢者や障がい者、子育て支援、生活保護などのために使われる経費です。

■衛生費：各種健診や予防接種ごみ処理、ごみ減量化の推進などに使われる経費です。

■農林水産業費：農林業の振興や農林道の整備、土地改良事業などに使われる経費です。

■商工費：商業の振興や商工業金融対策、観光振興などに使われる経費です。

■土木費：道路の整備や維持補修、河川の整備、都市計画、市営住宅管理などに使われる経費です。

■消防費：広域消防組合負担金や消防団運営、消防施設の整備、災害対策などに使われる経費です。

■教育費：幼稚園、小・中学校などの教育、文化、スポーツの振興などに使われる経費です。

■公債費：学校や道路など、たくさんのお金がかかるものは借り入れをして建設を行います。この借入金(市債)を返済していくために使われる経費です。

■諸支出金：他の支出科目に含まれない経費をまとめた科目です。各種基金への積立金などがあります。

【用語解説】

【一般会計と特別会計】 地方公共団体の会計には、一般会計と特別会計があります。一般会計は、福祉や教育、土木など市の行政運営のうち、一般的な事業の経費を管理する会計です。特別会計は、特定の事業を行うために、特定の歳入・歳出を一般会計と区分して管理する会計です。

【歳入】 地方公共団体が、その仕事を行うために必要な経費をまかなうものが収入で、その団体の会計年度における一切の収入を歳入といいます。

■自主財源：市税や使用料、手数料など市が自主的に収入できるお金です。

■依存財源：地方交付税や国・県支出金、市債など、国や県から交付されるお金です。

■市税：市民のみならず納めていただく税金です。

■地方譲与税：所得税や自動車重量税などの国税の一部が譲与されるお金です。

■地方消費税交付金：地方消費税の一部が交付されるお金です。

■地方交付税：市の財政力に応じて国から交付されるお金です。

■国庫・県支出金：特定の用途のために国や県から交付されるお金です。

■繰入金：一般会計、特別会計、基金(市の預金)等の会計間で移動するお金です。

■諸収入：市の預金の利子や貸付金の元利収入などのお金です。

■市債：市の事業や国の施策により発行した借入金です。